

自然環境保全基本方針の変更について

1. 経緯

平成 31 年 4 月 26 日、自然環境保全法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が公布された。改正法の内容等については、自然環境保全法第 12 条に規定する自然環境保全基本方針（以下「基本方針」という。）に反映させる必要がある。

基本方針の変更の案の作成にあたっては、環境大臣があらかじめ中央環境審議会の意見を聴くこととしているため、基本方針の変更について、中央環境審議会に諮問するもの。

（参考）自然環境保全法 第 12 条 ※改正法による改正後

第 1 項 国は、自然環境の保全を図るための基本方針（以下「自然環境保全基本方針」という。）を定めなければならない。

第 2 項 自然環境保全基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 自然環境の保全に関する基本構想

二 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び沖合海底自然環境保全地域の指定その他これらの地域に係る生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する施策に関する基本的な事項

三 都道府県自然環境保全地域の指定の基準その他その地域に係る生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する施策の基準に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、前二号に掲げる地域と自然公園法その他の自然環境の保全を目的とする法律に基づく地域との調整に関する基本方針その他自然環境の保全に関する重要事項

第 3 項 環境大臣は、自然環境保全基本方針の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

第 4 項 環境大臣は、自然環境保全基本方針の案を作成する場合には、あらかじめ、中央環境審議会の意見をきかなければならない。

第 5 項 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、自然環境保全基本方針を公表しなければならない。

第 6 項 前三項の規定は、自然環境保全基本方針の変更について準用する。

2. 検討のスケジュール（案）

R1.9.11 中央環境審議会自然環境部会：諮問、変更案（パブコメ案）の審議



R1.10~11 変更案のパブリックコメント



R1.12~R2.1 中央環境審議会自然環境部会：変更案のとりまとめ・答申



R2.2~3 変更案の閣議請議



R2.4.1 改正法施行

※基本方針は、閣議決定を経て、改正法の施行までに変更する必要がある。